

令和 7 年 5 月 19 日

保 護 者 様

丹 波 市 教 育 委 員 会

夏季休業中の「学校閉庁日」について

近年、教職員の長時間労働が問題となる中、国において「働き方改革」が進められており、当市においても、教職員の働き方改革に取り組むとともに、法定労働時間を超える時間外労働を規制するよう定めているところです。

市立小・中学校においては、平成 30 年度以降、夏季休業期間中の 3 日間を学校閉庁日として設定し、教職員が心身ともに健康で教育活動を充実できるよう取組を進めてきたところですが、令和 4 年度以降さらに期間を延長し学校閉庁日を 7 日間に設定しています。

丹波市の教職員の「働き方改革」では、子ども一人ひとりに対する教育の質の向上及び教職員一人ひとりの能力向上を目的とし、すべての教職員が「ワーク・ライフ・バランス」を確立できる環境を整えてまいります。

閉庁期間の勤務時間帯における学校への緊急連絡や問合せ等につきましては、丹波市教育委員会が対応します。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

記

- 1 閉庁日 教職員が一斉に夏季特別休暇等を取得し、学校に勤務しない日
- 2 期 間 令和 7 年 8 月 10 日（日）～8 月 16 日（土）の 7 日間
- 3 その他
 - ・部活動についても、この期間には行いません。
 - ・事故等で緊急連絡を要する場合は、丹波市教育委員会または丹波市役所で対応します。下記の緊急連絡先までご連絡ください。

【 緊急連絡先 】

○平日の夜間から翌朝、休日（土・日・祝日）
・丹波市役所 電話 : 0795-82-1001

○上記以外の、学校閉庁日（8 月 10 日から 8 月 16 日）
・丹波市教育委員会（教育総務課） 電話 : 0795-70-0810